

令和5年7月10日

お客さま各位

広島県信用組合

「ケンシンデビットカード取引規定」等の一部改正についてのお知らせ

平素より広島県信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年4月1日に日本電子決済推進機構より「デビットカード取引規定」および「Bank Pay取引規定」を改定した旨の連絡を受けたことに伴い、当組合の「ケンシンデビットカード取引規定」および「Bank Pay取引規定」を下記のとおり一部改正いたします。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまにも、改正後の規程が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

- (1) 「ケンシンデビットカード取引規定」
 - ・ 公的機関を間接加盟店とする取扱いの追加
 - ・ 民法改正に伴う改正
- (2) 「Bank Pay取引規定」
 - ・ 公的機関を間接加盟店とする取扱いの追加

詳しい内容については[新旧対照表](#)をご参照ください。

2. 改正施行日

令和5年7月15日（土）

改正後の規定については[こちら](#)をご参照ください。

以上

ご不明点などは、お取引店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

